

別添資料1

平成20年3月10日国土交通省告示第285号(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001614356.docx>)から抜粋

調査対象配管用用途	表番号	用途		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
給水管	別表第四	一 飲料用の配管設備 及び排水設備	(二)	飲料用配管及び排水配管 (隠蔽部分及び埋設部分 を除く。)	配管の腐食及び漏水の状 況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。
給湯管			(十一)	飲料用配管及び排水配管 (隠蔽部分及び埋設部分 を除く。)	給湯管及び膨張管の設置 の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第四号の規 定に適合しないこと。
		二 飲料水の配管設備	(十)	給湯設備 (循環ポンプを 含む。)	給湯設備の腐食及び漏水 の状況	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水があること。
排水管 (汚水・雑排水)		三 排水設備	(十五) その他	排水管	公共下水道等への接続の 状況	目視により確認する。	令第129条の2の4第3項第三号の規定に適合し ないこと。
排水管 (雨水)			(十六) その他		雨水排水立て管の接続の 状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第一号ハの 規定に適合しないこと。
通気管			(二十二) その他	通気管	通気管の状況	目視又は嗅診により確認 する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第二号イ又 は第五号の規定に適合しないこと又は損傷が あること。
冷温水配管 (空調)	別表第一	一 法第28条第2項又は 第3項の規定に基づき 換気設備が設けられた 居室 (換気設備を設け るべき調理室等を除 く。)	(十二)	中央管理方式の空気調和 設備	空気調和設備及び配管の 劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著し い腐食があること。